

令和8年 第2回

森町農業委員会
定例総会議事録

令和8年第2回森町農業委員会定例総会議事録

開催日時	令和8年2月25日(水) 午前10時00分～午前11時00分					
開催場所	森町役場 新棟2階会議室					
出席委員 (11名)	議席	氏名		議席	氏名	
	2番	委員	皆川毅	15番	会長	宮本秀逸
	3番	〃	加藤秋彦			
	4番	〃	猪子和博			
	5番	〃	豆澤俊二			
	6番	〃	瀨野秀雄			
	7番	〃	石澤良則			
	9番	〃	中村芙美			
	12番	〃	青山純司			
	14番	〃	甲田祐康			
欠席委員 (5名)	1番	<small>会長兼職務代理者</small>	河野芳之	11番	委員	小森昭彦
	8番	委員	高瀬幸巳	13番	〃	佐橋悟
	10番	〃	黒澤寿光			
議事録署名委員	14番	甲田祐康		2番	皆川毅	
農業委員会事務局職員	事務局長		寺澤英樹	<small>事務局次長(兼)庶務係長</small>		島野結花里
	庶務係主査		菅原佳代子			
その他の出席者						
議事日程	別紙					
会議の経過	別紙					

議事日程

日程第1	会期の決定について
日程第2	議事録署名委員の指名について
日程第3	活動報告
日程第4	議案第1号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について（使用貸借）
日程第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借）について
日程第6	議案第3号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

<p>会議の経過</p>	
<p>15番宮本会長 (以下「議長」)</p>	<p>皆さんおはようございます。忙しい中ご出席いただきありがとうございます。いい天気が続いておりますので、春の農作業の準備やら、取り組んでいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、お忙しい時期にこのように出席していただき誠にありがとうございます。皆様ご覧になってお分かりになりますように、欠席されている方が5名いらっしゃいますが、それでも定足数に達しておりますので、これより総会を開催したいと思います。ご審議の程どうぞよろしく願いいたします。それでは早速総会の議事に入っていきたいと思っております。日程第1でございます。会期の決定でございますけれども、会期につきましてはいつも通り今日1日限りとさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。議事録署名委員の指名について、議案の後ろのページを見ていただくとわかりますけれども、欠席委員が8番の高瀬委員、13番の佐橋委員と出ていたと思っておりますけれども、その他に今日の欠席の方がですね、1番の河野委員、10番の黒澤委員、11番の小森委員合計5名の方が今日欠席でございますので、議事録署名委員1番河野委員となっておりますので、これが2番の皆川委員にお願いしたいと思います。それから現地調査の報告につきましては中村委員にお願いします。結構数がございますけれどもよろしくどうぞお願いしたいと思います。続きまして、日程第3に入ります。活動報告でございます。活動報告は事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、それでは活動報告いたします。委員会及び事務局の活動報告であります。2月18日各申請等に伴う現地調査を猪子委員・高瀬委員・中村委員・事務局にて実施しております。活動報告は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、活動報告は以上でございますのでご覧になっていただきたいと思っております。続きまして日程第4に入ります。議案第1号農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について（使用貸借）を上程したいと思います。事務局より説明をお願い</p>

<p>事務局長</p>	<p>いします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画案を定めるよう要請することについて議決を求めるものであります。番号1、*****筆、面積は*****㎡、農地所有者・借受予定者・設定する利用権の内容は記載のとおりです。なお、農地中間管理機構により本案を審査・決定された場合、機構より森町（北海道より認可権限が委譲されていること）に対して認可申請があり、森町は認可、公告をすることになります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p> <p>場所的には皆さんご承知だろうと思います。筆数がけっこうございますけれども、現地調査の報告を中村委員よりお願いします。</p>
<p>9番 中村委員</p>	<p>18日の日に現地調査して参りました。猪子委員と高瀬委員と私と事務局と行って参りました。今のところの場所ですが、**越えてすぐ右手、**さんのところなんですけど、馬の放牧とかアスパラとか蒔いてて問題なかったと思います。それと、今説明された道の上の向こうもアスパラ蒔いているので、使用しているので問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この方については皆さんご承知かと思いますが、出し手の**さん、それから受け手の***の経営者も同じでございますので、今度中間管理機構を通して貸し借りをやりますということですので、これまた問題なからうかと思えますけれどもいかがでしょうか。よろしいですね。ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては原案通りとさせていただきます。続きまして、日程第5でございます、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請（貸借）についてを上程いたします。今度は本数がございませうけれども事務局より説明方お願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>本来であれば農用地利用集積等促進計画（農地バンク）での貸貸借ですが、***の場合、貸貸借期間・賃借料・納付時期が決まっておりますので、農地法3条申請となりました。それでは、説明に入らせていただきます。ご説明します。このことについて、農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。</p> <p>議案第2号 番号1～番号11 朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p>
<p>議 長</p> <p>9番 中村委員</p>	<p>これにつきましても現地調査を行っておりますので、中村委員より報告をお願いいたします。</p> <p>ここも前日、3名で事務局と行ってきました。**から** ** **に上がって行って、***さんの家のすぐ向かいの** ** **ですので、毎年きちんと作付けされているようなので、行ってまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。場所はみなさんご承知の場所だと思います。先程10番の**さんのところで**と**が入っておりますのでこれは後で**の方で場所が出てきますのでご了承いただきたいと思います。金額につきましても**の**と**の方で金額が違いますのでこういう話しになっております。筆数も相当な筆数がございます。いままで借りている方がそのまま、またこれから借りるという内容でございますので、全く問題はなかろうかと思えますけれどもみなさん方から何かご質問ございましたら伺いたいと思います。このままでよろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは、**については原案のとおり説明のとおりとさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。続きまして8ページの番号12の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p> <p>議 長</p>	<p>議案第2号 番号12 朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p> <p>それでは、これにつきましても中村委員より現地調査の報告をお願いいたします。</p>

9番 中村委員	<p>ここも全員で行って参りました。今事務局から説明があったように**さんがプルーンをやっていますので問題なく見て参りました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。場所的にはみなさんなんとなくおわかりになるかと思えます。今まで通りそのまま継続して使っていただきたいと思っております。問題ないと思えますけれどもよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは番号12につきましても議案通りとさせていただきます。続きまして9ページそれから10ページ目に渡りまして番号13・14・15とございますけれども、場所的に同じところでございますので一括して上程をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 番号13～番号15 朗読・説明</p>
	<p>【モニター等を利用し、該当地を説明】 (モニターを見ながら) 筆のラインなんだけど、こっちはさておき、かなりずれてて、実際にはこういう***ですんで、その図面が皆さんには配られていると思えます。実際の面積は皆さんに配られている面積が合っています。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。それではこれにつきましても中村委員より現地調査の報告をお願いいたします。</p>
9番 中村委員	<p>あの、***の**を越えまして真っ直ぐ行くと**に抜ける道路真っ直ぐ上がっていった所なんです、ほぼ問題なく使われていると思えます。</p>
議 長	<p>はい、みなさんからご意見を伺いたいと思えますけれども。何かご意見ありましたらお願いします。よろしゅうございますね。**さんは、**委員の娘さんでございますので・・・*さんはご存じの通り****さんの後継者でございますので。まあ、一番期待している方々がやっていくということでございますので。よろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは****につきましても議案通りとさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。それでは今度**の部分に入っていきますので事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 番号16 朗読・説明</p>

<p>議 長</p>	<p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p> <p>それではですね、今説明がありましたように**、**さんの所をやっていきたいと思います。現地調査の報告を中村委員よりお願いします。</p>
<p>9番 中村委員</p>	<p>見て参りましたが、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、皆さん場所的にはご存じですよ。森から行きましたら、***の向いを右から入って行くのでわかりやすいかと思うんですけども、***と***にまたがっておりますけれども、再契約ということで全く問題なかろうかと思っておりますけれども、よろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは番号16については原案通りとさせていただきます。続きまして、番号17に入ります。番号17について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号 番号17朗読・説明</p>
<p>事務局長</p>	<p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p> <p>皆さんに配布した書類に一部修正がありました。12ページの*****という地番が当初配られた資料の中にあつたんですが、これが削除されています。</p>
<p>議 長</p>	<p>場所的にはイメージできますよね。なんとなく。先程の**の斜め向いの方になります。こっちから行ったら**越した辺りの右側ということになります。これも現地調査の報告を中村委員よりお願いします。</p>
<p>9番 中村委員</p>	<p>問題なく使われておりますので、ご報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。これも今まで使ってた場所をまた使っていただくということで問題なかろうと思っておりますので、原案通りとさせていただきます。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。続きまして番号18に入りたいと思います。番号18について事務局よりご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議事参与の制限により、**委員退室】</p> <p>議案第2号 番号18朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p>

	議長	はい、これにつきましても現地調査の報告を中村委員よりお願いします。
9番	中村委員	問題なく使われているので、ご報告いたします。
	議長	はい、では番号18につきましても原案通りとさせていただきます。続きまして番号19に入ります。番号19について事務局より説明をお願いいたします。
	事務局長	【**委員、入室】 議案第2号 番号19朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】
	議長	これにつきましても現地調査の報告を中村委員よりお願いいたします。
9番	中村委員	使っている方が****さんですので、問題なく使っておりますのでご報告いたします。
	議長	はい、ありがとうございます。どうですか。よろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。番号19につきましても原案通りとさせていただきます。それでは次のページでございます、番号20に入ります。番号20について事務局より説明をお願いいたします。
	事務局長	議案第2号 番号20朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】
	議長	はい、それではこれにつきましても現地調査の報告を中村委員よりお願いいたします。
9番	中村委員	只今、事務局の方から説明のあった通り、問題なく使っておりますので、よろしいかと思えます。
	議長	これにつきましては差替えがございますので皆さんの方についてと思えますけれども14ページです。
	事務局長	私ちょっと説明を誤りましたね。賃借料ですね、先程*** ****円と申し上げたんですけれども、訂正で***** 円の誤りですんで、申し訳ありませんでした。
	議長	差替えの方を見ていただくとわかると思えます。面積と金額の方については、差替えの方が正しいものだということで、こちらを見ていただければと思えます。これも今まで通り使って

	<p>らっしゃった方がまた使われるということですので、問題なかろうと思います。よろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは、番号20についても原案通りとさせていただきます。それでは番号21に入ります。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【議事参与の制限により、**委員退室】</p>
事務局長	<p>議案第2号 番号21朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p>
議 長	<p>中村委員より、現地調査の報告をお願いいたします。</p>
9番 中村委員	<p>ここも見て参りました。問題なく使われておりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ここも全く問題なかろうと思います。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。次に、番号22に入ります。</p>
	<p>【**委員、入室】</p>
事務局長	<p>議案第2号 番号22朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p>
議 長	<p>これにつきましても現地調査の報告を中村委員よりお願いいたします。</p>
9番 中村委員	<p>ここも問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、これも問題ないとのことですので、これについてもよろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。では番号22につきましても原案通りとさせていただきます。それでは番号23に入ります。番号23の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 番号23朗読・説明</p> <p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p>
議 長	<p>これにつきましても中村委員より報告をお願いいたします。</p>
9番 中村委員	<p>はい、見て参りましたが、ここも問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>はい、これについてもよろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは番号23につきましても原案通りとさせていただきます。これで**の分は全て終了いたします。</p>

事務局長	<p>た。大変、ご審議の程ありがとうございました。それでは次に進みたいと思います。日程第5議案第3号でございます、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてを上程いたしますので、これも事務局より説明方お願いいたします。</p> <p>ご説明いたします。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、このことについて農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識し、改めて農業委員が法令を遵守し、公正な職務の遂行に努めるよう、更なる綱紀粛正の徹底を図っていくことについて決議を求めます。この関係につきましては、全国農業会議所より毎年決議を行っていただきたいとの依頼のもとに行うものでございます。別添24が全国農業会議所の依頼文であります。別添25について、私が読み上げますので、その後決議をお願いいたします。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和8年2月25日森町農業委員会以上です。</p>
議長	<p>今、事務局より朗読していただきましたこの内容について、森町農業委員会としても徹底していきたい、こんな内容でございますけれども何かご意見やご指摘がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。前のページ、42ページにこんな事件がありましたというのが載っておりますので、参考までに読んでいただけたら、</p>

	<p>と思います。それでは、決議等につきましては今朗読していただいた通りのことを森町農業委員会としてもしっかり徹底していきたい、このように思いますので、これからの農業委員会の活動におきまして、私たちもしっかり自分のこととして捉えて頑張っていきたい、このように思いますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。以上で総会にかかりました案件につきましては全て原案通りとさせていただきます。大変長い時間ありがとうございました。以上で総会を終わります。ありがとうございました。</p>
	<p>森町農業委員会規程第19条第2項の規定により署名する。 森町農業委員会会長 宮本 秀逸</p>
<p>議事録署名委員</p>	
<p>議事録署名委員</p>	